

議案第73号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
L第1293号線	40 37	4 00	さいたま市緑区芝原一丁目27番22地先	さいたま市緑区芝原一丁目27番25地先	
P第599号線	274 71	0 91 ～ 4 00	さいたま市緑区大字大門字西裏1491番1地先	さいたま市緑区大字大門字西裏1440番2地先	
22546号線	128 15	5 00	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田120番5地先	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田133番2地先	
22547号線	119 94	4 00	さいたま市見沼区大字大谷字稻荷81番16地先	さいたま市見沼区大字大谷字稻荷81番19地先	
22548号線	13 21	4 00	さいたま市見沼区大字南中野字猿花955番2地先	さいたま市見沼区大字南中野字猿花955番2地先	
32730号線	91 50	4 50	さいたま市西区宮前町793番5地先	さいたま市西区宮前町789番5地先	
32731号線	70 93	4 00	さいたま市西区三橋六丁目1757番4地先	さいたま市西区三橋六丁目1757番9地先	
41695号線	61 40	5 00	さいたま市大宮区上小町667番3地先	さいたま市大宮区上小町667番8地先	
1773号線	165 27	6 00	さいたま市岩槻区大字慈恩寺字山口546番13地先	さいたま市岩槻区大字慈恩寺字山口546番34地先	
1774号線	162 23	6 00	さいたま市岩槻区大字慈恩寺字山口546番17地先	さいたま市岩槻区大字慈恩寺字山口546番68地先	
3596号線	73 73	5 00	さいたま市岩槻区大字浮谷字観音2440番15地先	さいたま市岩槻区大字浮谷字観音2440番15地先	
3597号線	103 98	4 00	さいたま市岩槻区原町1493番8地先	さいたま市岩槻区原町1493番4地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
6 6 5 6 号線	568 57	6 00 ～ 9 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字道内 4 4 1 番 1 地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 8 6 番 1 地先	
6 6 5 7 号線	227 64	6 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 5 1 番地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 8 2 番 2 地先	
6 6 5 8 号線	337 77	6 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 9 3 番地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 8 9 番 2 地先	
6 6 5 9 号線	83 95	6 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 9 4 番地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 9 8 番地先	
6 6 6 0 号線	84 15	6 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 9 3 番地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 8 9 番 2 地先	
6 6 6 1 号線	86 84	6 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 7 7 番 1 地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 8 2 番 1 地先	
6 6 6 2 号線	89 28	6 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 7 6 番 1 地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 7 2 番地先	
6 6 6 3 号線	91 66	6 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 6 3 番 1 地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 6 7 番地先	
6 6 6 4 号線	95 09	6 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 6 2 番 2 地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 5 7 番地先	
6 6 6 5 号線	100 44	6 00	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 6 2 番 1 地先	さいたま市岩槻区大 字尾ヶ崎新田字八町 2 5 7 番地先	